

令和7年10月  
名古屋税関保税会  
秋季保税事務研修会

# 保税制度の概要について



名古屋税関監視部  
保税総括許可部門

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. 参考

# 1. 保税制度の概要

## (1)保税地域制度（関税法第4章）

外国貨物を蔵置、加工、製造、展示等を行うことができる場所として財務大臣の指定、税関長の許可により設ける。

- ・ 指定保税地域（第37条）
- ・ 保税蔵置場（第42条）
- ・ 保税工場（第56条）
- ・ 保税展示場（第62条の2）
- ・ 総合保税地域（第62条の8）

## (2)保税運送制度（関税法第5章）

開港、税関空港、税関官署、保税地域等相互間に限り外国貨物のまま運送できる。

## (3)収容・公売制度（関税法第7章）

保税地域にある外国貨物で蔵置期間を経過したものを、強制的に管理、占有、公売できる。

# 保税地域における「自主管理制度」について

昭和46年以前

保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出が必要



＜貿易量（搬出入貨物）の増大による官民の事務の負担増＞

昭和46年（昭和47年度関税法改正）

自主管理制度の導入 → 取締上支障がない保税地域について  
搬出入事績を記帳し届出に替える



＜保税地域の9割以上が自主管理制度適用となり定着＞

平成9年度関税改正

記帳義務を追加 → 届出制を廃止し全面的に自主管理制度を適用

# 保税制度について

## 安全・安心な 社会の実現

- 社会悪物品、知的財産侵害物品の取締り
- テロ、大量破壊兵器に対する取締強化
- 先端技術を活用した検査機器の配備 等

## 適正かつ公平な 関税等の徴収

- 関税・消費税等の賦課・徴収
- 輸入事後調査
- 関税評価、関税分類、原産地規則の適用 等

## 貿易円滑化の推進

- 貿易自由化と自由貿易協定等の締結
- AEO制度（外国税関当局とのAEO相互承認）
- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化
- NACCS海外展開（技術協力）

○ 外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物は、関税法上「外国貨物」とされ、税関長が外国貨物を置くこと等ができる場所として許可した場所である**保税地域**以外の場所に置くことができない。（関税法第30条第1項）

➡ 保税制度は、貨物を税関の監督下に置くことにより、輸入許可前又は輸出許可後に貨物のすり替え等が行われるリスクを低く抑え、薬物・銃器等の社会悪物品の日本国内への流入の防止やテロ関連物品の輸出の防止、国内産業の保護を目的として課している関税などの徴収の確保を図るとともに、貿易の振興などへの寄与を目的とするもの。

## 秩序ある貿易の維持



税関の審査・検査を受け、関税等を納付することにより保税地域から外国貨物を出すことが可能。  
（社会悪物品の水際取締、関税などの徴収の確保）

## 関税などの徴収の確保



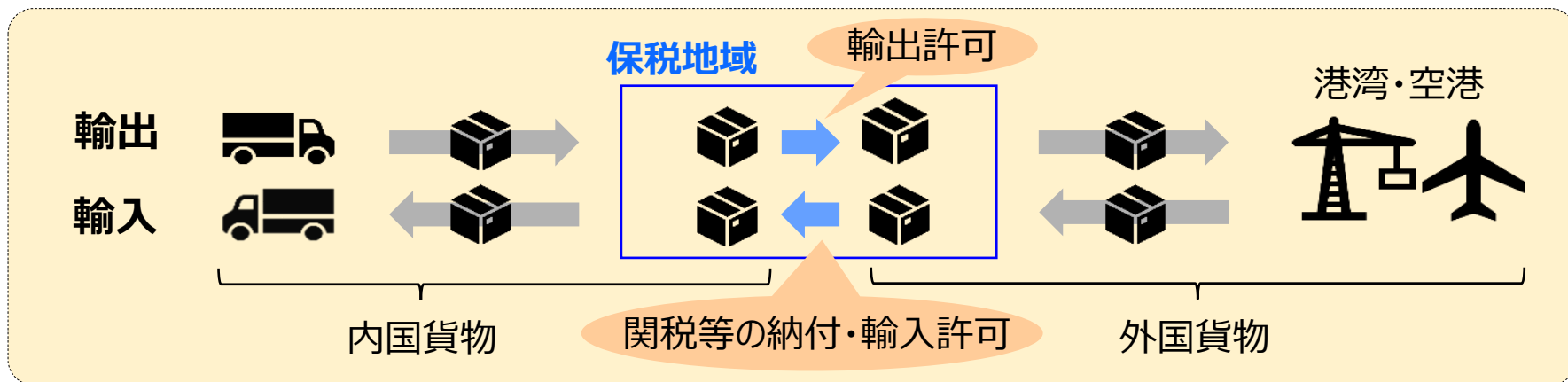
## 貿易の振興等



保税地域に外国貨物が置かれている間は、当該貨物の関税等の徴収が留保されるため、関税等未納の状態を利用して、外国貨物の蔵置、加工・製造、展示等の行為をすることが可能。

# 保税地域制度について

## ■ 保税地域のイメージ



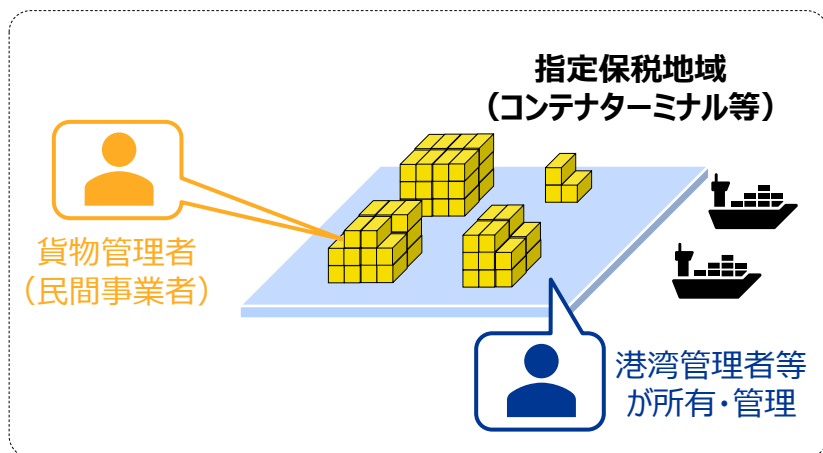
## ■ 保税地域の種類と主な機能

種類	主な機能	蔵置期間	設置の手続
① 指定保税地域 (関税法第37条)	外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置 例) コンテナヤード 等	1ヶ月	財務大臣の指定
② 保税蔵置場 (関税法第42条)	外国貨物の積卸し、運搬、蔵置 例) 倉庫、上屋 等	2年 (延長可)	税関長の許可
③ 保税工場 (関税法第56条)	外国貨物の加工、製造 例) 造船所、製鉄所、製油所 等	2年 (延長可)	税関長の許可
④ 保税展示場 (関税法第62条の2)	外国貨物の展示、使用 例) 博覧会、博物館 等	税関長が必要 と認める期間	税関長の許可
⑤ 総合保税地域 (関税法第62条の8)	②～④の総合的機能 例) 中部国際空港 等	2年 (延長可)	税関長の許可

# 指定保税地域について

- 指定保税地域は、税関手続の簡易かつ迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、一時蔵置ができる場所として財務大臣が指定した土地や建設物等（国や地方公共団体等が所有または管理するもの）。（例：コンテナヤード）

## ■ 指定保税地域のイメージ



※関税法第34条の2に規定する記帳義務等は、貨物管理者が負う

## ■ 指定保税地域の主な指定要件

- ① 国、地方公共団体（港湾管理者）等が所有または管理すること。
- ② 開港または税関空港における税関手続の簡易かつ迅速な処理を目的として、公共的に運営されること。
- ③ 国の管理の下に借受者が運営、または港湾管理者が自ら運営すること等。
- ④ 開港の港域に接続する地域または税関空港の港域内等にあること。
- ⑤ 税関における監視取締上支障がないこと。
- ⑥ 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図ることができる施設であること。

## ■ 指定保税地域の特徴

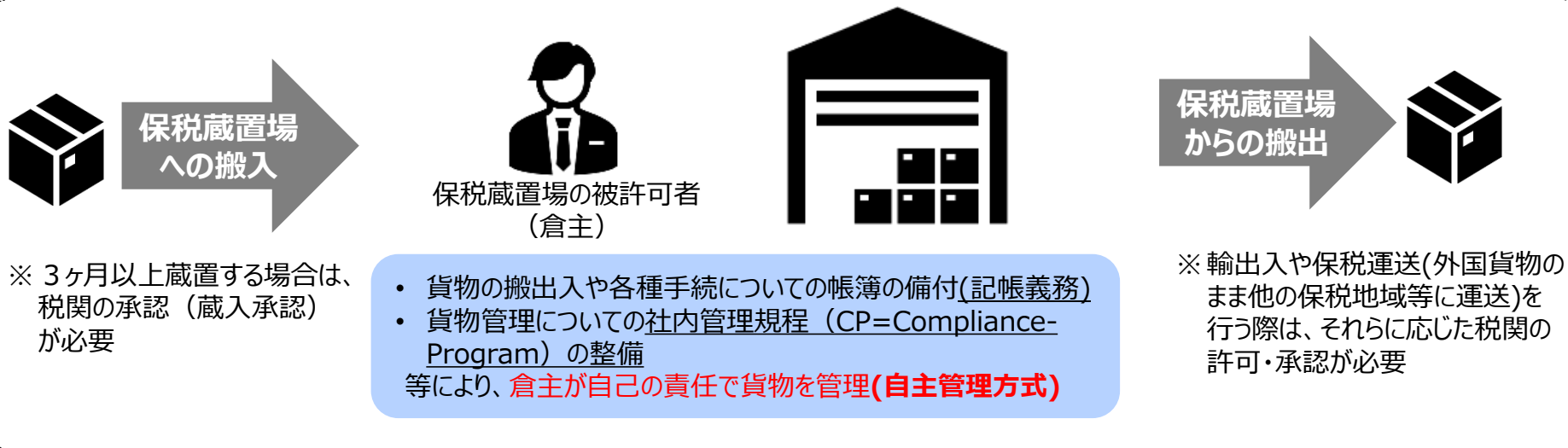
主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の積卸し、 運搬、一時蔵置	1ヶ月	財務大臣の指定



# 保税蔵置場について

- 保税蔵置場は、民間企業等が所有する土地、倉庫等の施設について、申請に基づき税関長が許可した保税地域。外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所である。  
(指定保税地域と同様に、外国貨物についての内容の点検、改装仕分けその他の手入れを行うことが可能であり、税関長の許可を受けた場合は見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うことができる。)

## ■ 保税蔵置場における貨物管理イメージ



## ■ 保税蔵置場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の積卸し、運搬、蔵置	2年 (延長可)	税関長の許可

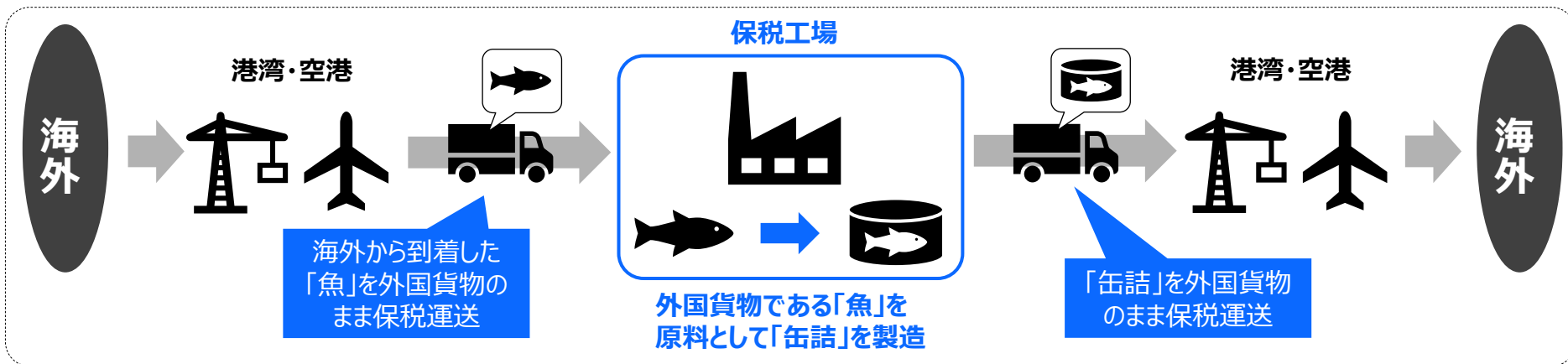
## ■ 保税蔵置場の許可要件

- ✓ 人的要件 (ex.外国貨物等の保管業務の業務処理能力)
- ✓ 場所的要件 (ex.税関官署からの距離)
- ✓ 施設的要件 (ex.出入口等への施錠)
- ✓ 量的要件 (ex.輸出入貨物取扱見込量)

# 保税工場について

- 保税工場は、外国貨物（外国から到着した貨物で輸入許可前のもの）について、関税等の徴収が留保された状態で加工・製造ができる場所として、税関長が許可した保税地域であり、加工貿易の振興等に寄与。
- 保税工場においては、秩序ある貿易の維持や関税等の徴収の確保の観点から、取り扱う貨物が外国貨物のまま加工され、製品が再度確実に海外に輸送（積戻し）される等、適正な貨物管理を行うことが必要不可欠。

## ■ 保税工場のイメージ（加工食品の例）



※ 加工・製造された製品は外国貨物として取扱う。なお、内国貨物（国内産品等）と外国貨物を混用することも可能であり、その場合も製品は原則として外国貨物として取扱う。

※ 海外に再度輸送（積戻し）する製品と、国内に引き取る（輸入）する製品を、併せて加工・製造することが可能。

## ■ 保税工場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の加工、製造	2年 (延長可)	税関長の許可

## ■ 保税工場の例



石油プラント



造船所

# 保税展示場について

- 保税展示場は、博覧会や見本市等において外国貨物を展示・使用する会場として、税関長が許可した保税地域。関税等の徴収が留保された状態で貨物の展示・使用ができることから、博覧会等の円滑な運営による文化交流等に寄与。
- 保税展示場で開催される博覧会や見本市等は、国際博覧会条約の適用を受けた国際博覧会等、一般社団法人等が開催する博覧会等または国際機関や政府等が後援する博覧会等であるといった要件を満たす必要がある。

## ■ 保税展示場の例



**大阪・関西万博**

(開催者：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)



**東京モーターショー**

(開催者：一般社団法人日本自動車工業会)



**Tokyo Gendai**

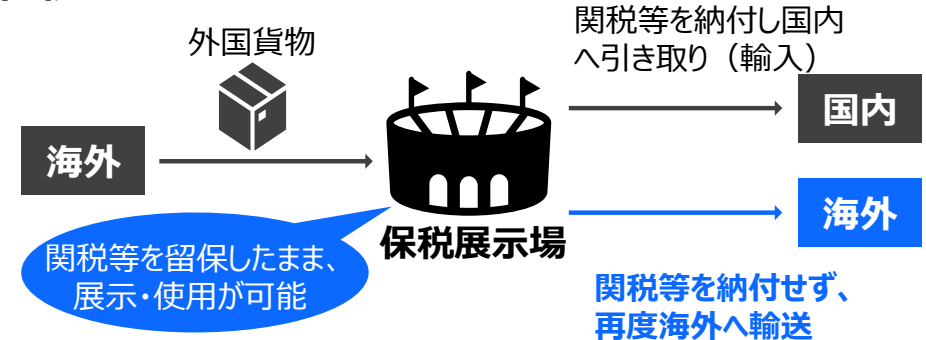
(開催者：Tokyo Gendai合同会社)

## ■ 保税展示場の特徴

主な機能	蔵置期間	設置の手続
外国貨物の展示、使用	税関長が必要と認める期間	税関長の許可

※ 保税展示場の許可期間は、イベント等の会期のほか、準備・整理を勘案した適当な期間(イベント等が反復して開催される場合は、1年以内の範囲で包括的に許可期間とすることができる。)

## ■ 保税展示場のイメージ



# 総合保税地域について

- 総合保税地域は、保税蔵置場、保税工場、保税展示場において実施することができる、外国貨物の蔵置、加工、製造、展示、使用等の各種機能を総合的に利用できる地域として、税関長が許可した保税地域。
- 総合保税地域内では、被許可者により各種施設を弾力的に配置できる他、地域内における各施設間の貨物の輸送は同一の保税地域内の輸送であることから税関手続を要しない。

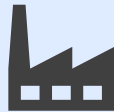
## ■ 総合保税地域のイメージ

### 総合保税地域の運営者（被許可者）

#### 総合保税地域



A社



B社



C社

各施設の管理者



- 総合保税地域の許可を受けることができる場所は、一団の土地及びその土地に存する建設物等。
- 被許可者は、総合保税地域の運営を行うにあたり、各施設の管理者の管理・運営状況を把握し、管理者に対し保税地域の管理運営上の監督を行う。
- 被許可者及び各施設の管理者が連帯して、関税の納付義務や外国貨物の管理義務等の責任を負う。

## ○ 総合保税地域の例（中部国際空港総合保税地域）

【被許可者】

中部国際空港（株）

【許可年月日】

平成16年11月1日

【備考】

輸出入貨物の管理や保税売店（保税蔵置場）、機内食の加工（保税工場）などが行われているほか、貨物の展示場（保税展示場）としても利用されている。



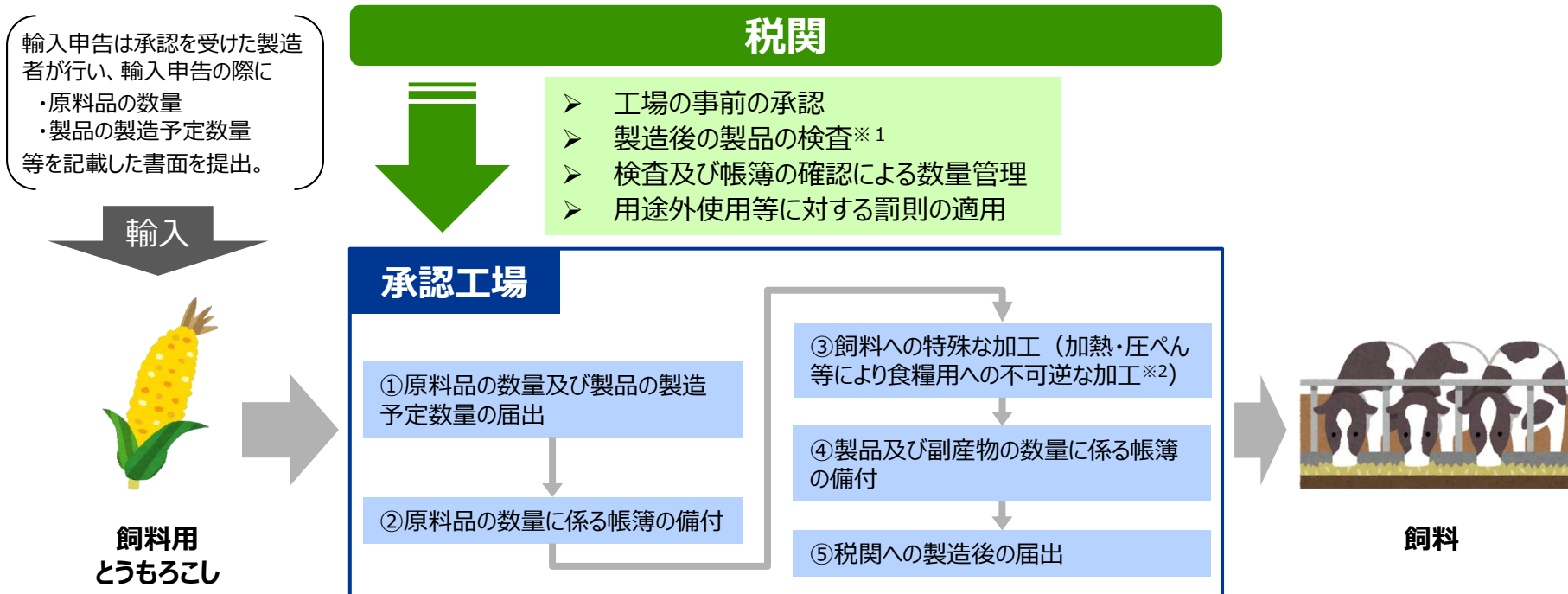
# 承認工場制度について

- 承認工場制度は、良質かつ低廉な飼料を安定供給することにより、畜産業等の育成と国民生活の安定等を図るもの。
- 飼料等の製造に使用する特定の原料品（とうもろこし、麦等）について、輸入許可日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場（承認工場）で、その製造が終了するものについて、当該原料品の関税が軽減・免税される。

## ■ 承認工場制度の対象となる原料品

根拠法令	原料品
関税定率法第13条	飼料用とうもろこし、こうりゃん、グレーンソルガム等
関税暫定措置法第9条の2	飼料用麦（経済連携協定に基づく譲許の便益の適用がある場合）

## ■ 承認工場制度のイメージ



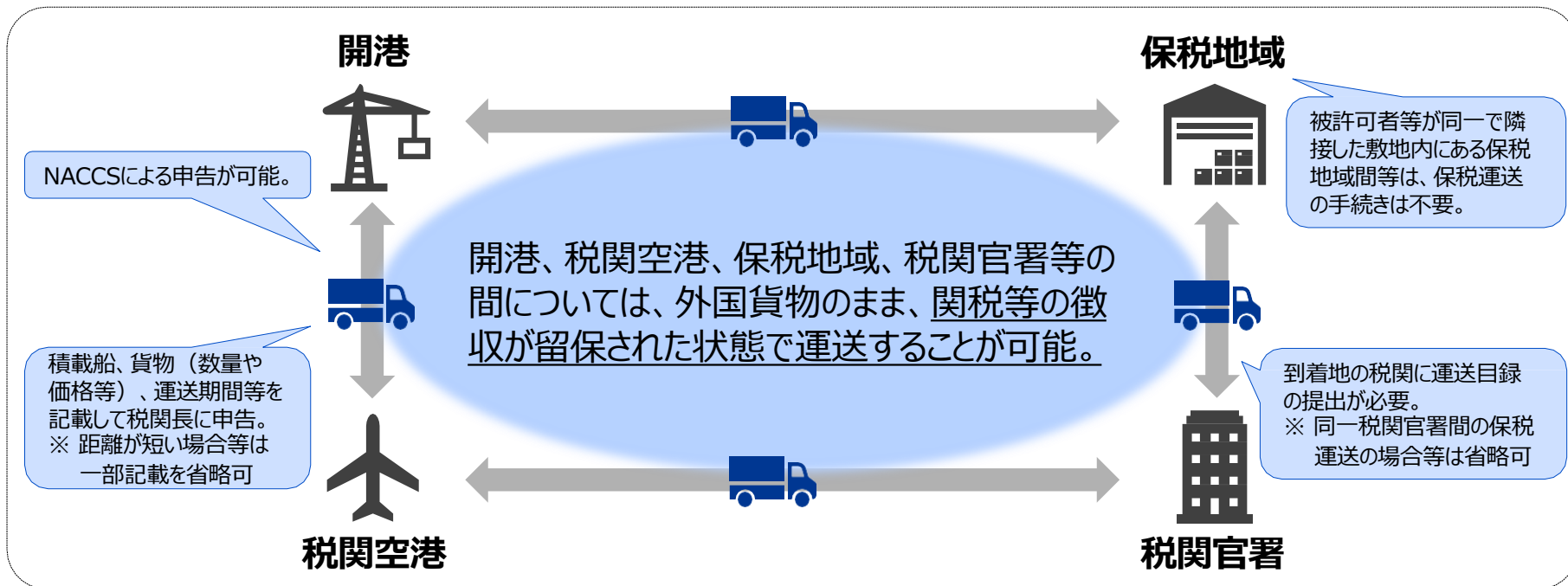
※1 税関職員が工場に赴き、原料品の搬入量、使用量、製造した製品の数量等について、帳簿の記載内容及び在庫品を確認するとともに、製造工程の現場確認等を行う。

※2 加熱・圧ぺん（麦の成分であるでんぷんを糊状に変化させ製粉を不能とさせる）、ふすま（麦の皮）との混合、ばん砕、ひき割（大麦の粒を食糧用に適さない一定以下の大きさにつぶす）等

# 保税運送について

- 保税運送は、国内にある外国貨物に関して、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の間については、税関長に申告し承認を受けることにより、外国貨物のまま運送することを可能とする制度。社会悪物品やテロ関連物品等が不正に輸出入されることを防ぐとともに、適正な関税を徴収すること等を目的とするもの。
- 1年間の期間内で、特定の区間について一括で承認を受けることが可能。（包括保税運送制度）

## ■ 保税運送のイメージ



## ■ 包括保税運送について

以下の要件を充足し、取締上支障がない保税運送については、1年間の期間内で、一括して保税運送の承認を受けることができる。

### 【運送しようとする者】

- ・保税地域の被許可者
- ・通関業者等

### 【次の区間で継続的に保税運送が行われること】

- ・一の保税地域と他の一の保税地域の間
- ・同一の税関官署に所在する一の保税地域と複数の保税地域（コンテナ詰された貨物の場合、異なる税関官署でも可）等

### 【運送される貨物】

- ・航空会社または委託を受けた者の責任で運送される航空貨物
- ・コンテナ詰された貨物（船卸し後に開扉されたものを除く）等

## 特定保税承認（AEO保税地域）制度

- ✓ 保税蔵置場又は保税工場の許可を受けている者で、
- ✓ 貨物のセキュリティ管理と
- ✓ コンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された者として
- ✓ あらかじめ税関長の承認を受けた者（特定保税承認者）は、
- ✓ 税関長へ届け出ることにより
- ✓ 保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となるほか、
- ✓ 当該保税蔵置場等にかかる許可手数料も免除される制度

＜関税法第50条、第61条の5＞

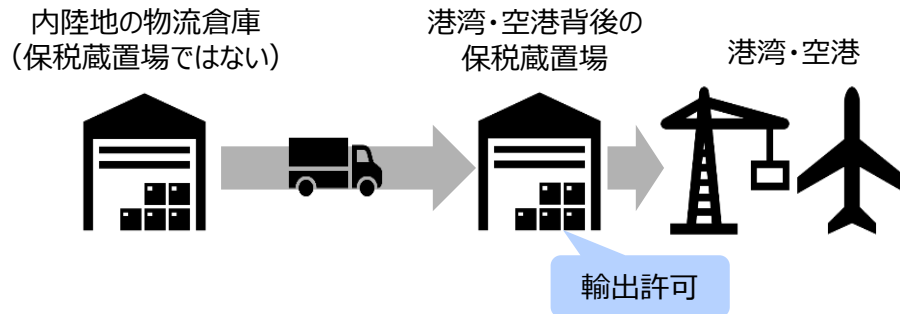
1. 保税制度の概要
- 2. 保税制度の活用**
3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. 参考

# インランドデポ

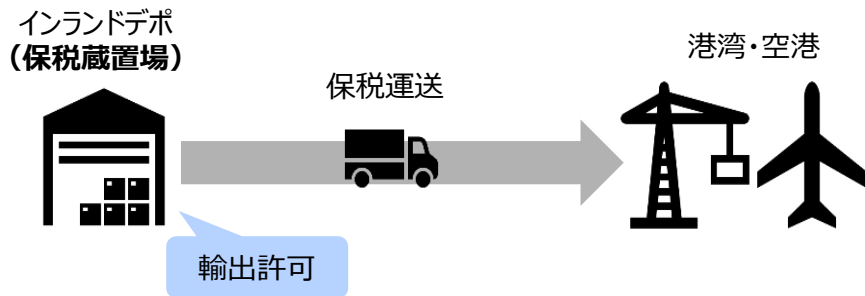
- 内陸地の物流拠点について保税地域の許可を受け、インランドデポとすることにより、空港・港湾背後の保税地域に搬入することなく輸出入を行うことが可能となり、リードタイムの短縮や輸送コストの削減等が図られる。

## ■ インランドデポのイメージ

### インランドデポを活用せず輸出する場合

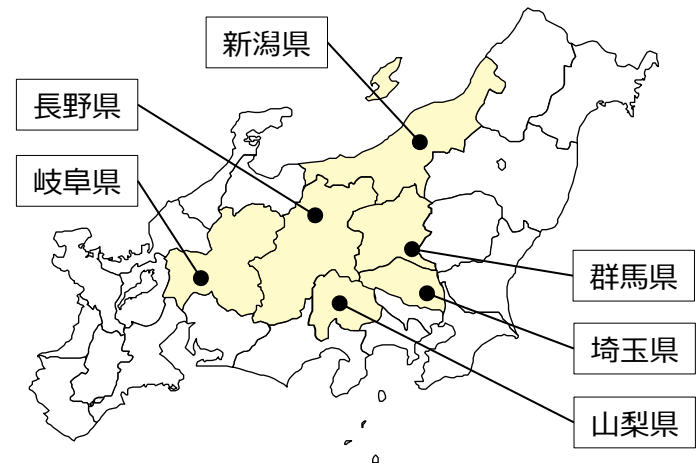


### インランドデポを活用して輸出する場合



空港・港湾背後の保税地域に搬入することなく輸出することができ、リードタイムの短縮や輸送コストの削減等が図られる。

## ■ インランドデポの所在地※



※関税法第35条に基づく政令派出所・方面事務所が設置されている県



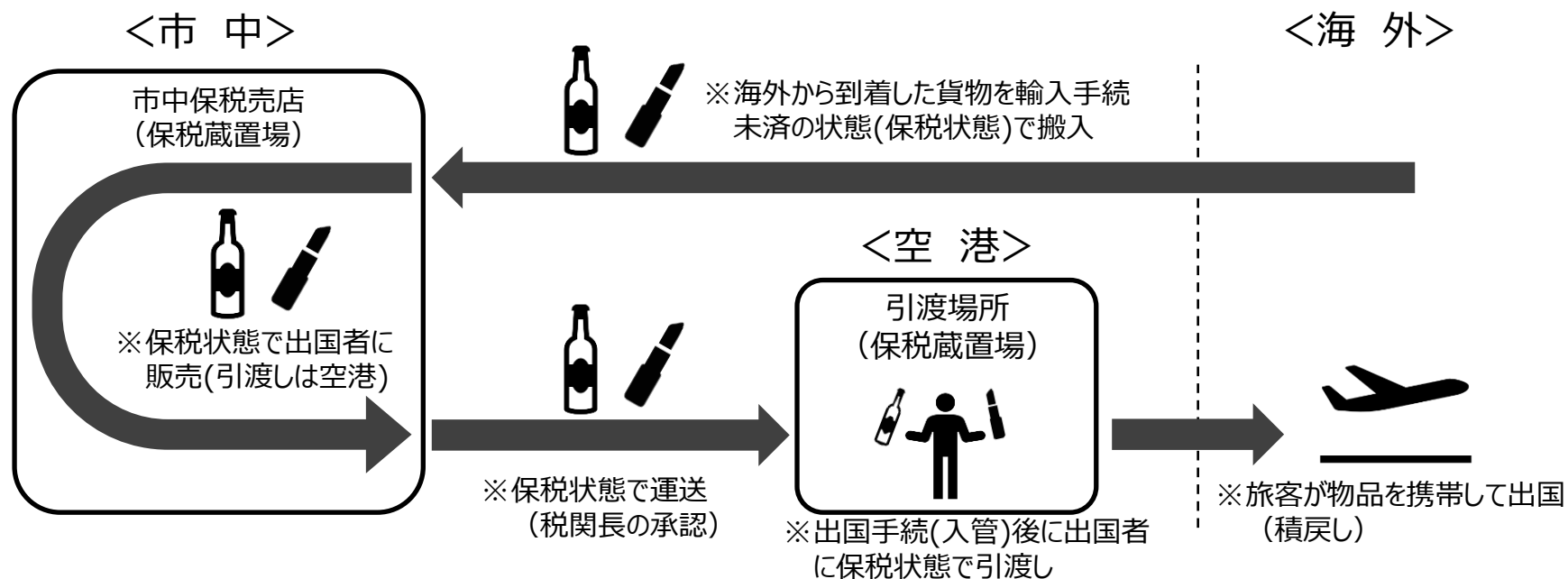
インランドデポ (長野県内)

# 市中保税売店

○ 市中保税売店は、市中に店舗（保税蔵置場）、空港に引渡場所（保税蔵置場）をそれぞれ設置したうえで、当該店舗で出国者を対象に販売した商品（外国貨物）を保税状態で空港まで運送し、空港の出国エリアで引き渡す仕組み。

※市中の店舗と空港の引渡場所について、それぞれ**保税蔵置場の許可（税関長の許可）**が必要。

## ■ 市中保税売店のイメージ



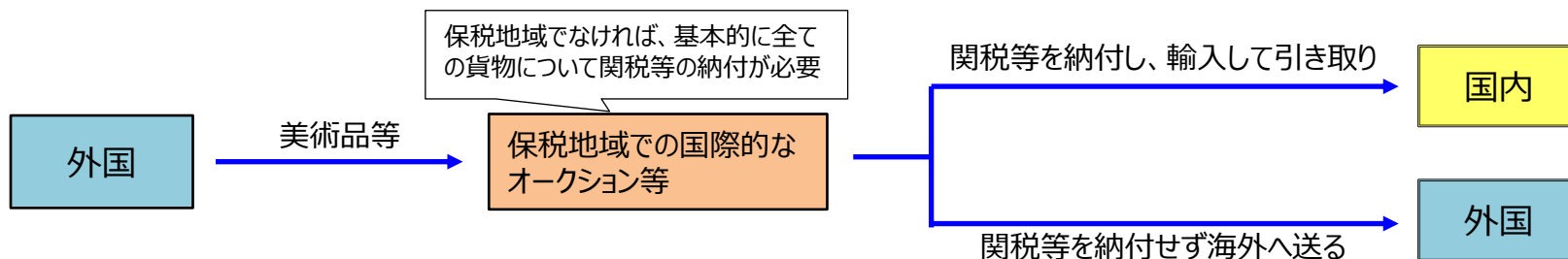
## ■ 市中保税売店の設置状況

税関	保税蔵置場の名称
東京	(株)Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹
東京	(株)ロッテ免税店JAPAN
沖縄	沖縄DFS

# 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェア

- アート市場への世界的な関心が高まる中、国際的なオークションやアートフェアの国内開催は、国際物流の活性化や新たなビジネスチャンス等に繋がるものであることを踏まえ、外国貨物の蔵置や展示ができる保税地域をアート関係で活用する際の要件等を明確化した（令和2年12月）。
- 保税地域でオークション等を開催した場合、外国貨物の美術品等について関税等を留保した状態での蔵置・展示が可能であり、保税地域の活用促進が図られた。

## ■保税地域を活用したオークション・ギャラリー・アートフェアのイメージ



## 国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

### ■活用事例：

#### ○ニューアート・エストウェストオークションズ

- 令和3年10月、アートオークションとして初めて保税蔵置場を活用し羽田空港第1ターミナルで開催。約200点の出展作品の内、33点が外国から持ち込まれた保税品。

#### ○Shinwa Auction

- 令和4年3月、羽田空港第1ターミナルで開催。アンディ・ウォーホルの作品が23億円（国内オークション最高額）で落札。



オークションの様様 (R4.3)

## 国際的なアートフェア：保税展示場

### ■活用事例：

#### ○Tokyo Gendai

- 令和5年7月、パシフィコ横浜において開催されたアートフェア。世界各地から、国際的に評価の高い73の現代アートギャラリーが出展。



Tokyo Gendaiの様様 (R5.7)

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
- 3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について**
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. 参考

# 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

## 税関ホームページ

税関 Japan Customs

注目キーワード

- 税関をかたった許容について
- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

輸出入・保税の手続きを調べたい

## 保税ポータル

お知らせ

- 2025年10月1日 【お知らせ】保税Tips6-7号を掲載しました
- 2025年6月30日 【お知らせ】保税制度・運用の見直しを実施しました
- 2025年3月31日 【お知らせ】保税Tipsの配信をはじめました

コンテンツ一覧

- よくあるご質問
- 保税地域一覧表
- 保税地域の許可を受けるには
- 保税Tips・参考資料
- 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
- 保税に関するご意見の募集



分類及び税率

> 原産地規則認定

通関の取扱い

> 保税ポータル

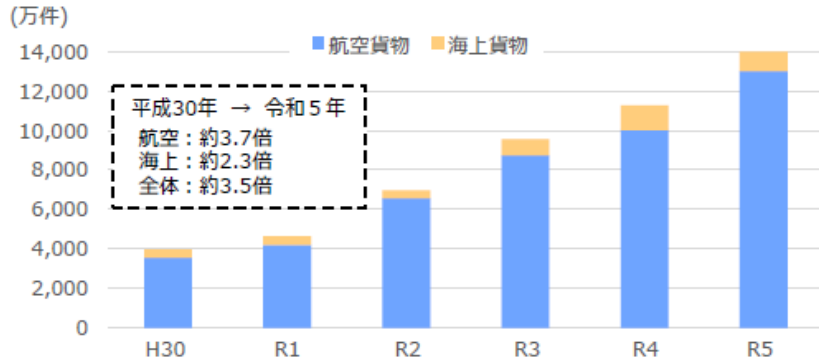
保税ポータル：  
<https://www.customs.go.jp/hozei/hozeiportal.html>

# 保税制度を取り巻く国際物流の動向

○ 近年、輸入貨物の急増や物流業界の人手不足、港湾・空港分野における国際競争の激化等、保税制度を取り巻く国際物流の動向が大きく変化している。また、こうした動きに併せて、保税業務における手続きの簡素化をはじめ、保税制度に対するニーズや課題に関する様々な声が寄せられている。

## 輸入貨物の急増

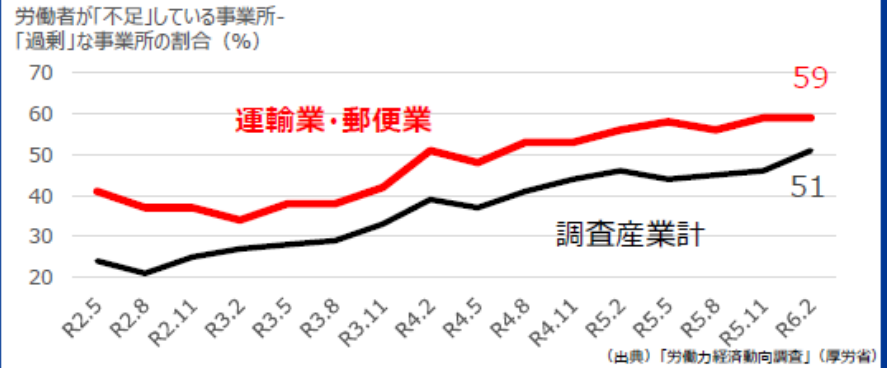
■ 航空・海上貨物の輸入許可件数



越境電子商取引（EC）の拡大に伴い、輸入許可件数が急増しており、平成30年から令和5年の5年間にかけて、航空は3.7倍、海上は2.3倍となっている。

## 物流業界の人手不足

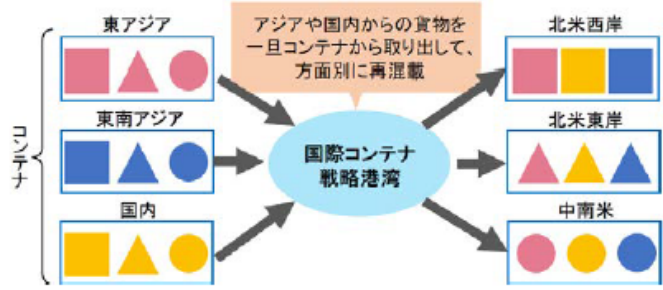
■ 産業別正社員等労働者過不足状況



「運輸業・郵便業」は「調査産業計」に比べて労働者の不足感が大きい。また、コロナ禍以降、労働者の不足感は上昇傾向にある。

## 港湾・空港分野における国際競争の激化

■ 国際コンテナ戦略港湾における再混載の調査・検討イメージ



(出典)「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」最終とりまとめ (国土省)

港湾・空港分野における国際競争が激化する中、国際競争力の強化に向けた港湾・空港の機能強化に関する様々な取組が進んでいる。

## 保税制度に対するニーズや課題

### ○ 関税分科会における委員意見 (抜粋)

(保税地域の) 資格要件、報告義務、費用ということを勘案したときに、なかなか利用のほうに踏み切ることが難しいという状況にあるかと思えます。場合によっては、それによって日本の保税地域に在庫を持つことを諦めざるを得ないような場合も散見されます。(略) 今後の国際競争力を勘案すると、より使いやすい、あるいは迅速に利用できるように観点も重要なのではないかと日頃感じているところでございます。

### ○ 国土交通省「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」最終とりまとめ (抜粋)

特に国際トランシップ貨物について、保税地域における加工・製造や再混載(リコンソリ)を行う上での課題が指摘されていることから、サプライチェーンの一環としての多様な物流ニーズに対応した環境整備に取り組む必要がある。

# 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について

- 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、**厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じ、我が国経済に貢献する観点から、保税制度のあり方について以下の通りとりまとめる。**

## 保税制度を取り巻く現状と課題

### 1. 保税制度の現状

- ▶ 手続きの簡素化等のニーズ、税関と倉主等とのパートナーシップ、制度の多様な活用

### 2. 国際物流の動向の変化

- ▶ 輸入貨物の急増、社会悪物品への対応、物流業界の人手不足、港湾・空港分野における国際競争の激化等

## 保税制度のあり方に関する基本方針

- ・ 保税制度を取り巻く国際物流の動向の変化に対応し、**厳格な水際取締りの水準を維持しつつ、多様なニーズに応え、貿易の円滑化を図るとともに、国際競争力の強化等を通じ、我が国経済に貢献する**観点から、以下の3点を「保税制度のあり方に関する基本方針」とする。

### 利用者の利便性向上



保税業務における手続きの簡素化等を進め、利用者の利便性向上を図る。

### 保税制度の利活用促進



我が国経済に貢献する観点から、保税制度の潜在的なニーズの発掘を進め、制度の利活用促進を図る。

### 厳格な水際取締り



保税地域に係る検査・取締りの高度化・効率化により、厳格な水際取締りの水準を維持する。

## 具体的な施策例

### ① 規定・運用の見直し



- ・保税運送・保税作業・保税許可等手続きに関する利便性向上
- ・保税取締り等の高度化・効率化

### ② 手続きのデジタル完結



- ・保税台帳の保存に関する負担軽減
- ・保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応（NACCSの利便性向上等）

### ③ 利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



- ・手続きのボトルネック解消等を図るための体制整備
- ・社内教育等に関する情報提供の更なる充実

※施策の検討にあたっては、AEO事業者との連携やベネフィットのあり方にも留意する。

## ① 規定・運用の見直し



保稅関係手続きについて、水際取締りの水準を維持しつつ、簡素化の余地があるものや対応が平準化されていないものについて、利用者の利便性を向上する観点から、規定・運用の見直しを図る。

### i) 保稅運送手続きに関する利便性向上

- 港湾・空港における積替貨物への対応（例：仮陸揚届を含む手続きに関するニーズに対応するための関係省庁・業界との連携、同一港湾・空港内の特定エリアにおける保稅運送手続きの省略）
- 保稅運送手続きの簡素化（例：包括保稅運送の承認要件の緩和、申告価格の省略対象の拡大）

### ii) 保稅作業手続きに関する利便性向上

- 厳格な数量管理が事業者の参入障壁となっている可能性を踏まえた、製造歩留りのあり方の検討
- 保稅作業手続きの簡素化（例：指定保稅工場における簡易手続き（総量管理を含む）の適用要件の明確化）

### iii) 保稅地域の許可手続きに関する利便性向上

- 許可基準の体系化・明確化及び緩和（例：人的要件において求める業務遂行能力等のあり方の整理と各項目の具体化、量的要件の緩和）
- 新規許可・許可更新や許可内容の変更に関する手続きの簡素化（例：許可申請時に運用上求めている添付書類（業務手順書等）の必要性の精査、許可内容変更時の手続き（工事届等）の簡素化、保稅地域の延べ面積の算定方法の簡素化）
- 保稅地域の許可申請を初めて行う利用者に向けたガイドラインの作成

### iv) 新たなニーズに対応するための規定・運用の明確化

- 保稅地域をアート関係で活用する際の要件の明確化
- カーボンニュートラルに資する燃料等の搬出入や蔵置に係る運用の整理

### v) 保稅取締り等の高度化・効率化

- 保稅取締り等の更なる高度化・効率化に向けた、必要な運用の見直し

### vi) その他保稅関係手続きに関する負担軽減

- 保稅関係手続きに関する対応の簡素化・平準化（例：蔵入、見本持出等の申請時に運用上求めている添付書類（経緯書、理由書等）の必要性の精査や、提出済書類の省略等の二重手続きの解消）

※ 「具体的な施策」には、現段階で実施が確定していない施策も含まれており、検討にあたっては、内外の関係者との調整や、人的・金額的コスト、取締上の支障等も踏まえながら、詳細について十分に精査する必要がある。

# 具体的な施策

## ② 手続きのデジタル完結



利用者の業務実態や技術の進展を踏まえた保税関係手続きの電子化のあり方を検討し、NACCSの利便性向上等により手続きの実質的なデジタル完結を図る他、保税取締り等の更なる高度化・効率化を図るため、システム上必要な対応を進める。

### i) 保税台帳の保存に関する負担軽減

- ・ NACCSを活用したバックアップ・データ保存に関する取扱いの簡素化（クラウドサービス等により、都度のデータ取得を不要とすることの明確化）
- ・ 記帳のあり方の検討や、記帳義務事項がNACCSのサーバに漏れなく保存されるため必要な対応（例：見本持出の搬出に係る補助機能の追加）を前提とした、自社の台帳への都度のデータ取得の廃止

### ii) 保税取締り等の高度化・効率化

- ・ 保税取締り等の更なる高度化・効率化に向けた、システム上必要な対応

### iii) その他保税関係手続きにおけるデジタル完結のための対応

- ・ 港湾・空港における積替貨物への対応（例：積替手続きに係るNACCSのプログラム変更）
- ・ 利用者に配慮した、保税関係手続きの利便性向上（例：不積返送申出や貨物の異常等に係る連絡に関する汎用申請対象への追加）
- ・ 被許可者や申請者の事情に応じた、リモートによる受付の充実（例：添付書類の提出におけるNACCS、メールの積極的な活用）
- ・ 事業者へのシステムの利用の推奨や、リーフレット等による広報・周知

## ③ 利便性向上に資する体制の整備とマインドの醸成



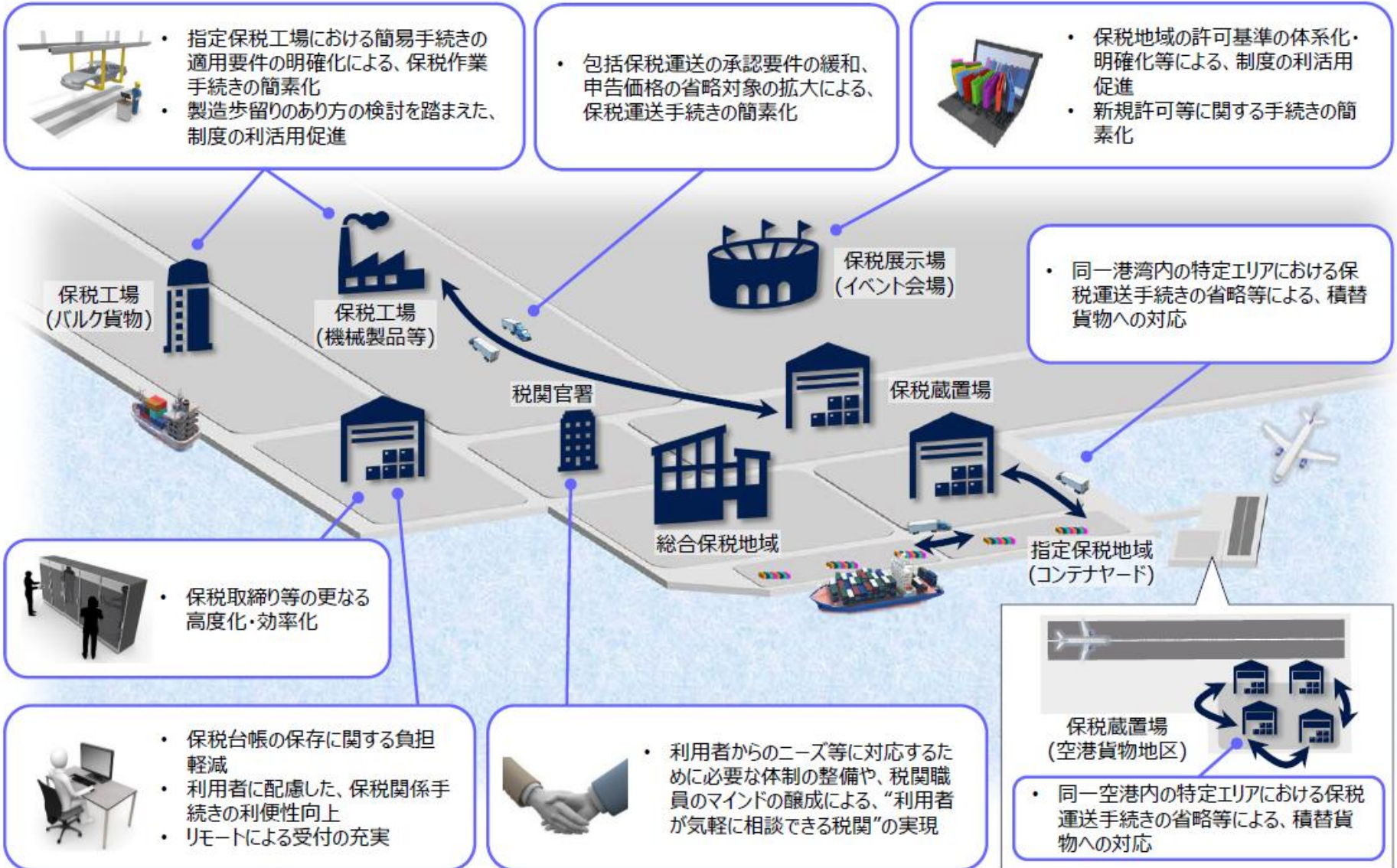
利用者からのニーズ等に対応するために必要な体制の整備や、税関（保税部門）職員のマインドの醸成を進めることにより、“利用者が気軽に相談できる税関”となることを目指す。

### i) 利便性向上等に資する更なる体制の整備とマインドの醸成

- ・ 利用者からのニーズを能動的に汲み取り、手続きのボトルネック解消・ワンストップ化・平準化を図るとともに、検査・取締りの高度化・効率化を進めるための体制整備
- ・ 社内教育等に関する情報提供の更なる充実（例：保税の知見を有する関係団体等と連携した研修機会の創出等）
- ・ 被許可者や申請者の事情に応じた手続き・相談への柔軟な対応（例：web会議ツールやメール等の積極的な活用、関係団体等との連携）
- ・ 制度周知やニーズ把握の継続（例：アートや食品輸出等の新たなニーズに関する業界団体と連携した情報提供やヒアリング）
- ・ 税関保税部門における貿易の円滑化に向けたマインドの一層の醸成

※ 「具体的な施策」には、現段階で実施が確定していない施策も含まれており、検討にあたっては、内外の関係者との調整や、人的・金銭的コスト、取締り上の支障等も踏まえながら、詳細について十分に精査する必要がある。

# 具体的な施策まとめ（イメージ）



※ 上図はあくまでイメージであり、内外の関係者との調整や、人的・金額的コスト、取締上の支障等も踏まえながら、施策の詳細について十分に精査する必要がある。

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. 参考

## 6. 関税法基本通達の一部改正（R7）

（令和7年3月31日財関第342号）

### 【令和7年4月1日施行】

- 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

### 【令和7年7月1日施行】

- 量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

### 【令和7年10月12日施行】

- 業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理
- 保税運送に係る手続等の見直し

※ リーフレット『保税制度を利用される皆様へ』も参照ください。

（参考）「関税法基本通達の一部改正について（令和7年3月31日財関第342号）」  
軽微なもの、税関様式通達等の改正（提出部数、所在地の記載）

## 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直しについて

2025年4月1日より、電磁的記録による保税台帳の保存に係る倉主等の負担軽減を図るため、関税法基本通達を改正し、一定の要件のもと、**保存する媒体等を倉主等が任意で選択することが可能**になりました。これにより、**クラウドサービス等への保存も可能**となります。

### 電磁的記録による保税台帳の保存に係る要件

以下の要件を**全て満たす必要**があります！

- ① 必要に応じ、保税台帳の内容を直ちに明瞭かつ整然とした形式でPC等に表示及び印刷できること
- ② 保税台帳の内容について必要な程度で検索できること
- ③ 税関職員から保税台帳の内容の提示又は提出の要求があった場合にその要求に応じること（ダウンロード等）ができること

詳細については、  
✓ 関税法基本通達  
(34の2-4、34の2-9)  
✓ Q&A (問3・4関連)  
を参照してワン！



保税ポータル

今般の改正でバックアップ・データだけでなく、**保税台帳そのものをクラウド等に保存**できるようになるんだワン！

### 以下の点にご注意ください (Q&Aより抜粋)

- ✓ 今般の改正で、保税台帳を電磁的記録による保存とする場合に求めていた**事前の届出は不要**としますが、**社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を規定**してください。
- ✓ 今後、保存方法等を変更する場合は、社内管理規定に「帳簿の概要（保存方法を含む）」を追加し、税関に提出してください。
- ✓ 保存方法等を変更しない場合も同様をお願いします。提出時期等については可能な限り柔軟な対応を検討しますので、税関に相談してください。

- ✓ 保税台帳をクラウドサービス等へ保存する場合においても、**引き続き、バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないように十分な措置**を講じてください。消滅の原因がクラウドサービス等にあったとしても、**記帳義務は倉主等に課されています**。

- ✓ NACCSから配信される民間管理資料を保税台帳としている倉主等は、**クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能**となります。
- ✓ ただし、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や記帳漏れ等が発生した場合、関税法に基づく処分に繋がる可能性があります。

適切な記載、適切なシステム入力が、適切な保税台帳に繋がります

## 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における貨物管理について

近年、越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、**通販貨物の輸入件数が急増**しています。通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。

こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、**適正な業務処理等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定（CP）に定めること**を求め、関税法基本通達に規定（42-18）を追加しました（2025年10月12日施行）。

・「**通販貨物**」とは、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。詳細は、改正関税法施行令第59条第1項第6号、Q&A（問9-2）に記載があるワン！

・既に許可等を受けている保税蔵置場等は、蔵置貨物の種類変更に係る手続等が必要となります。詳細は、Q&A（問9-7～問9-9）を参照してワン！



### CPに定める必要がある「詳細な手順等」（関基42-18(1)）

「手順等」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には**4つの手順等**になります。

- ① 通販貨物の**状況及び具体的な蔵置場所を適時に把握**するための手順等
- ② 通販貨物に係る貨物の**取扱い（内容点検等）を適正に行うための手順等**
- ③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の**検査等に対応するための手順等**
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、**亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等**及び他の貨物と**区分して蔵置するための手順等**

業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、**適正に行われるための手順等を求めるワン！**詳しくは関基やQ&A（問9-3）を参照してワン！

### 対象外となる蔵置場等（関基42-18(2)）

「詳細な手順等」をCPに定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対象となるわけではなく、**対象外となる保税蔵置場等（例：届出蔵置場）を規定**しています。詳細については、関基やQ&A（問9-4）を参照してください。

保税ポータルやQ&A問9関連も  
見てほしいワン♪



## 「通販貨物」を蔵置する保税蔵置場等における 貨物管理について

近年、越境電子商取引(EC)の拡大に伴い、**通販貨物の輸入件数が急増**しています。通販貨物を扱う保税蔵置場等においては、搬入から搬出までの各段階における処理や税関手続が、大量かつ同時期に集中して行われています。

こうした特性を踏まえ、通販貨物を蔵置する保税蔵置場等に対して、**適正な業務処理等が行われるための詳細な手順等を社内管理規定(CP)に定める**ことを求めるため、関税法基本通達に規定(42-18)を追加しました(2025年10月12日施行)。

・「**通販貨物**」とは、インターネット通販サイト等を通じて購入された後、販売者等により外国から日本国内に宛てて発送された貨物のことです。詳細は、改正関税法施行令第59条第1項第6号、Q&A(問9-2)に記載があるワン!

・既に許可等を受けている保税蔵置場等は、蔵置貨物の種類変更に係る手続等が必要となります。詳細は、Q&A(問9-7~問9-9)を参照してワン!



### CPに定める必要がある「**詳細な手順等**」(関基42-18(1))

「手順等」とは、手順、体制及び設備をいい、具体的には**4つの手順等**になります。

- ① 通販貨物の**状況及び具体的な蔵置場所を適時に把握するための手順等**
- ② 通販貨物に係る**貨物の取扱い(内容点検等)を適正に行うための手順等**
- ③ 税関による保税運送貨物や輸入貨物の**検査等に対応するための手順等**
- ④ 通販貨物に異常が確認された場合において、**亡失等を防止し、適切な保全を図るための手順等及び他の貨物と区分して蔵置するための手順等**

業務処理等が大量の貨物に対して同時期に集中した場合でも、**適正に行われるための手順等を求めるワン!**詳しくは関基やQ&A(問9-3)を参照してワン!



### **対象外**となる蔵置場等(関基42-18(2))

「詳細な手順等」をCPに定めることは、通販貨物を蔵置する全ての保税蔵置場等が対象となるわけではなく、**対象外となる保税蔵置場等(例:届出蔵置場)**を規定しています。詳細については、関基やQ&A(問9-4)を参照してください。

保税ポータルやQ&A問9関連も  
見てほしいワン♪



## 包括保税運送に係る承認要件の改正について

越境電子商取引(EC)の拡大に伴う輸入件数の急増や物流業界の人手不足等を受け、包括保税運送(税関長が指定した期間内に行われる保税運送について、一括して承認すること)の承認要件の見直しに係る要望が寄せられていることを踏まえ、このたび、包括保税運送について、**承認要件の見直し**に係る関税法基本通達(63-22)の改正を行いました(2025年10月12日施行)。

### 対象となる運送頻度の見直し(関基63-22(2))

これまで、保税運送が「**継続的に行われること**」を求めていましたが、「**承認を受けようとする期間内におおむね月2回以上**」と、明確化しました。詳細については、Q&A問11-2を参照してください。



毎月2回以上の運送が見込まなくても、承認を希望する期間内で「**平均して月2回以上の運送見込み**」があれば要件を満たします。迷ったときは最寄りの税関に相談してほしいワン!

### 対象となる貨物の見直し(関基63-22(3))

貨物の類型(例:仮陸揚貨物、通販貨物等)ごとに、利便性向上等のために包括保税運送の対象とするもの、水際取締りの水準を維持するために一定の条件が必要なもの等について整理しました。詳細については、Q&A問11-3を参照してください。

今般の改正でAEO事業者の責任で運送されるものが対象貨物にいくつか追加されたよ



仮陸揚貨物や通販貨物については、水際取締りの水準維持のため一定の条件が必要なんだね



保税ポータルやQ&A問11関連も  
見てほしいワン♪



## 6. 関税法基本通達の一部改正（R7）

**（令和7年6月30日財関第656号）**

### **【令和7年7月1日施行】**

- 保税蔵置場等で行うことができる「簡単な加工」の明確化
- 届出が不要となる保税蔵置場等の工事の明確化
- 貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きを汎用申請の対象に追加

※ リーフレット『保税制度を利用される皆さまへ（2025年6月）』も参照ください。

## 保税制度を利用される皆さまへ

手続きに関する利便性向上等を図るため、見直しを行いました！

税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、「関税法基本通達等の一部改正について（令和7年6月30日財関第656号）」により、必要な見直しを実施しました。いずれも、令和7年7月1日施行となります。

 **保税ポータルもみてほしいワン！**



### 見直しを行った事項

#### ■保税蔵置場等で行うことができる「簡単な加工」の明確化

保税蔵置場等では、税関長の許可を受けて簡単な加工を行うことができますが、今般、閲覧に供される美術品等に対して簡単な加工（美術品等の性質・数量に変更を伴わないもの）を行えるよう明確化しました。 ※保税展示場でも同様の作業ができます。

#### ■届出が不要となる保税蔵置場等の工事の明確化

保税蔵置場等で工事を実施する場合において、現状の変更が軽微なものであり、かつ、面積に変更がないときは、税関への届出が不要とされているところです。昨年6月の通達改正で届出が不要な工事をいくつか例示しましたが、今般、この例示に、衝立、間仕切り及び装飾品等の設置等を追加し、届出が不要となる工事の更なる明確化を図りました。

（注）衝立や間仕切りで外国貨物とそれ以外を完全に区分けしている場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、届出が必要となります。

#### ■貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きを汎用申請の対象に追加

貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きをNACCSの「汎用申請」業務（業務コード：HYS）で行えるようにしました。



※詳細については、税関HPに掲載の関税法基本通達等を確認して下さい。

## 保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出が必要**です。  
このたび、関税法基本通達等を改正（2025年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

### 届出が必要な工事の例

#### ① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

（具体例）

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定漏設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

#### ② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施設その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

#### ③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができます。



例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

### 届出が不要な工事の例

#### ① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び<sup>ひさし</sup>庇の補修

#### ② 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

#### ③ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

#### ④ その他現状の変更が軽微な工事

（具体例）

- ・ 衝立、間仕切り及び装飾品等の設置、移設、撤去  
※外国貨物とそれ以外を完全に区分けしている場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、届出が必要となります。

## 保税地域における工事の際の手続きについて ～指定保税地域の関係者の皆様へ～

指定保税地域の機能に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への協議等**（承認申請、報告を含む。）が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への協議等が不要となる工事を明確化**しました。

### 協議等が必要な工事の例

**（具体例）**

- ・ 岸壁の新設、改良（耐震補強工事を含む。）、撤去工事
- ・ 埠頭の埋め立て、土壌掘削工事、地盤改良工事（調査工事を含む。）
- ・ ガントリークレーンその他荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上屋、タンク、フェンス、ゲート、照明装置の設置、移設、撤去工事

協議等が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に協議等することができるようになりました。



例示以外の工事で、協議等の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

### 協議等が不要な工事の例

① 塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修

**（具体例）**

- ・ 防舷材の補修・補強工事
- ・ 摩耗したラインの引き直し
- ・ 岸壁、道路の補修工事（アスファルト等の更新工事を含む。）

② 上屋や倉庫におけるの屋根・壁面等の補修

**（具体例）**

- ・ 雨漏りが発生した屋根及び庇を補修する工事
- ・ 壁面の塗装

③ 設備の維持管理のための保守点検

**（具体例）**

- ・ 指定保税地域内に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

④ 機器の交換

**（具体例）**

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

1. 保税制度の概要
2. 保税制度の活用
3. 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
4. 関税法基本通達の改正（保税関係）
5. **参考**

## 関税法第48条 保税蔵置場における許可の取り消し等

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、**期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。**

### 処分要件

- ① 保税蔵置場の被許可者、役員、代理人、支配人その他の従業者が、**保税蔵置場の業務について、関税法の規定に違反したとき。**  
(第1号処分)
- ② 保税蔵置場の被許可者について、**関税法第43条第2号から第10号まで(許可の要件)のいずれかに該当することとなったとき。**  
(第2号処分)

### 《具体的基準》

関税法基本通達 48-1 (保税蔵置場に対する処分の基準等)

# 保税ポータルについて

## 税関ホームページ

税関 Japan Customs

注目キーワード

- 税関をかたった詐欺について
- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

重要なお知らせ 米国の関税措置に関する総合的な対応について（内閣官房HP）

法令・政策等について調べたい

水際取締について調べたい

貿易統計について知りたい

AEO制度について調べたい

海外旅行の手続きを知りたい

輸出入・保税の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

EPA/原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

輸出入・保税の手続きを調べたい

保税ポータル

お知らせ

- 2025年10月1日 【お知らせ】 保税Tips6-7号を掲載しました
- 2025年6月30日 【お知らせ】 保税制度・運用の見直しを実施しました
- 2025年3月31日 【お知らせ】 保税Tipsの配信をはじめました

コンテンツ一覧

- よくあるご質問
- 保税地域一覧表
- 保税地域の許可を受けるには
- 保税Tips・参考資料
- 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
- 保税に関するご意見の募集



分類及び税率	>	原産地規則認定
通関の取扱い	>	保税ポータル

保税ポータル：  
<https://www.customs.go.jp/hozei/hozeiportal.html>

# 保税ポータルについて



▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English  
▶ サイトマップ

ホーム > 輸出入手続 > 保税ポータル

## 保税ポータル

### お知らせ

2025年10月1日	【お知らせ】保税Tips6-7号を掲載しました
<u>2025年6月30日</u>	<u>【お知らせ】保税制度・運用の見直しを実施しました</u>
2025年3月31日	【お知らせ】保税Tipsの配信をはじめました

### コンテンツ一覧



よくあるご質問



保税地域一覧表



保税地域の許可を受けるには



保税Tips・参考資料



国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について



保税に関するご意見の募集

**2025年6月30日**  
**【お知らせ】保税制度・運用の見直しを実施しました。**

- 関税法基本通達等の一部改正について(令和7年6月30日財関第656号)
- リーフレット 保税制度を利用される皆さまへ見直しを行った主な事項
- リーフレット 保税地域における工事の際の手続きについて

# 保税Tipsについて



▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大

ホーム > 輸出入手続 > 保税ポータル

## 保税ポータル

お知らせ

- 2025年10月1日 【お知らせ】 保税Tips6-7号を掲載しました
- 2025年6月30日 【お知らせ】 保税制度・運用の見直しを実施しました
- 2025年3月31日 【お知らせ】 保税Tipsの配信をはじめました

**保税Tips**とは、保税関係の手続きや非違に関するワンポイント情報を発信し、事業者の皆様の**社内教育**にお役立て頂くことを目的としています。

- Vol.1 見本持出に係る非違
- Vol.2 外国貨物の誤搬出
- Vol.3 保税地域外の蔵置に係る非違
- Vol.4 保税台帳の電磁的保存に係る見直し
- Vol.5 保税地域の許可等の見直し
- Vol.6 通販貨物を蔵置する保税地域
- Vol.7 業務遂行能力の明確化

## 保税Tips Vol.3

～保税地域外の蔵置に係る非違～



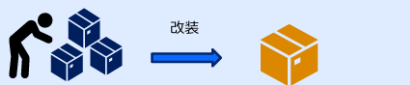
- 原則として、外国貨物は**保税地域以外に置くことはできません。**
- ただし、保税地域に置くことが**困難または著しく不適当な貨物**について、税関が期間及び場所を指定して許可した場合には、保税地域以外に蔵置することができます（**他所蔵置**）。
- 他所蔵置場所に蔵置されている貨物について、見本の一時持出しや改装、仕分け等を行うことができます。

### 【事例1】



- ① 作業員Aは、通常の蔵置スペースに空きがなかったため、デバン作業中の外国貨物を保税地域外の場所に仮置した。
- ② 作業員Bは、貨物の搬入が終了したと思い検数作業および貨物の確認を実施。しかし、保税地域を表す線が消えていたため保税地域外であると気づけなかった。
- ③ 検数業務終了の報告を受けた事務員は、貨物が保税地域内にあるものとして記帳した。

### 【事例2】



- ① 作業員Cは、貨物の汚れがひどかったため、他所蔵置の許可を取り、保税地域外に蔵置した。
- ② 税関に届け出ることなく、汚れていた外装カートンを交換し、貨物を1つにまとめた。

どこがおかしいぞ？  
どこが不適切か、またその原因と対策を考えてみよう！



## 保税Tips Vol.3

～保税地域外の蔵置に係る非違～



### 【事例1】

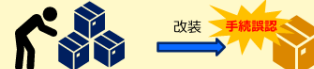


非違に繋がった原因の一例：

- ・ 作業員Aは通常とは異なる場所に貨物を仮置したが、作業員Bに伝えることを失念した
- ・ 作業員Bは当該貨物が通常とは異なる場所にあることに疑問を感じなかった
- ・ 施設管理者（被許可者）は保税エリアとその他のエリアが区別しにくい状況になっていたにもかかわらず、修繕していなかった

※ 保税地域以外の場所に外国貨物を蔵置したい場合は、その貨物ごとに税関から**他所蔵置の許可**を得る必要があります。その許可は、外国貨物の性質・状態や置くこととする場所・事由などから判断しますので、**税関にご相談ください。**

### 【事例2】



非違に繋がった原因の一例：

他所蔵置場所における貨物取扱いの手続きは、保税地域のものとは異なることを認識していなかった

※ 他所蔵置場所において、内容点検、改装仕分け、その他手入れを行うときは**あらかじめ税関に届け出なければなりません。**なお、法第40条第2項に掲げる「見本の展示」及び「簡単な加工」等を行うことはできません。

このような対策が考えられます

- ・ 定期的な保税エリアの巡回
- ・ 保税エリアとその他を区切るラインや欄の確認
- ・ 保税エリアの範囲を示した地図を掲示する  
これらも有効だね♪

税関は、セキュリティや周辺環境も審査した上で、適切な他所蔵置場所かどうか確認しているよ！



【関係法令等】

- ・ 関税法 第30条（外国貨物を置く場所の制限）、第36条（保税地域についての規定の準用等）
- ・ 関税法 第40条（貨物の取扱い）
- ・ 関税法施行令 第30条2項（保税地域についての規定の準用等）
- ・ 関税法基本通達30-2（他所蔵置が認められる貨物）
- ・ 関税法基本通達48-1 別表1.1.①（無許可他所蔵置）3点、<事例2> 処分点数：別表1.2.④（無届行為）2点

# 通 報 し て く だ さ い !

## カスタム君のプロフィール

誕生日：11月28日（税関記念日）  
身長：180センチメートル  
体重：90キログラム  
特徴：まん丸い目とコロコロとした体  
お仕事：税関のイメージキャラクターとしてのPR活動など



取締もがんばる  
ワン!!  
情報求むワン!

## 外見や重量が不自然な貨物

- ・貨物の外装に他と異なる目印がある
- ・輸入者の業務内容とあまり関係なさそうな貨物
- ・内容物は同じはずなのに、一部の貨物だけ重い又は軽い



## 配送先が不自然

- ・急な配送先の変更
- ・レンタル倉庫、ホテル、私設私書箱への配送
- ・大量の貨物をマンションの部屋に配送



## 通関依頼が不自然

- ・通関を急ぐ、頻繁に問い合わせがある
- ・税関検査を異常に気にする
- ・蔵置場所、名義人が転々としている

## 放置された貨物

- ・連絡先不明（音信不通）
- ・引取り時期不明の長期蔵置（放置状態）



## 名古屋税関 監視部 保税取締部門

(TEL) 052-654-4094 (FAX) 052-654-4179

税関密輸ダイヤル（24時間受付）フリーダイヤル <sup>許しません</sup> 0120 - 461 - 961 <sup>シロイ（粉）</sup> <sup>クロイ（武器）</sup>

税関：密輸情報提供のお願い <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



ご清聴ありがとうございました。

